

芦別市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の 取組実績をお知らせします

市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガス排出量の削減のための措置に関する計画として、平成22年11月に第1期、平成27年7月に第2期、令和2年8月に第3期となる、芦別市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、市の事務事業の実施にあたっては、本計画に基づき二酸化炭素排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることとしています。

- 計画期間／令和2年度から令和6年度までの5年間
- 基準年度／令和元年度
- 二酸化炭素の排出削減目標

基準年度排出量 令和元年度	削減目標	目標年度排出量 令和6年度
7,899,098kg-CO ₂	5.0%	7,504,143kg-CO ₂

1 取組実績

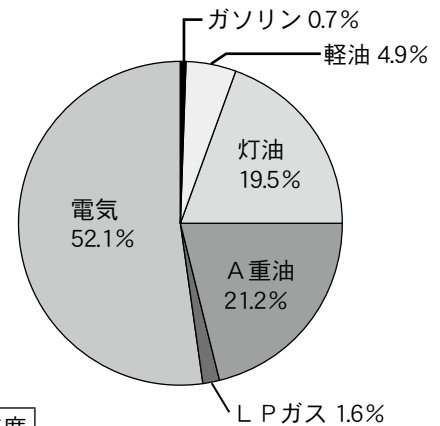
令和5年度における二酸化炭素排出量は7,170,114kg-CO₂となり、基準年度である令和元年度と比較して9.2%の減少となり、本計画における削減目標(最低5%、年1%)を達成することができました。

なお、燃料種別の使用量、二酸化炭素排出量は以下のとおりです。

●令和5年度の二酸化炭素排出量

燃料種別	令和元年度(基準年度)		令和5年度		増減率 (基準年度比)
	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	
ガソリン(ℓ)	28,216	65,464	24,398	54,515	-16.7%
軽油(ℓ)	132,676	342,298	122,178	317,943	-7.1%
灯油(ℓ)	534,699	1,331,401	561,670	1,404,179	5.5%
A重油(ℓ)	632,900	1,715,159	618,500	1,700,875	-0.8%
LPGガス(m ³)	18,013	108,080	21,071	126,004	16.6%
電気(kwh)	6,610,820	4,336,696	6,592,604	3,566,598	-17.8%
合計		7,899,098		7,170,114	-9.2%

●令和5年度燃料種別排出割合



※各年度の電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO₂/kwh)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0.632	0.666	0.643	0.593	0.601	0.537	0.541

2 各課の取組状況

職員一人ひとりが二酸化炭素排出量の削減に積極的に取り組む必要があることから、日常的な取組に係る点検シートにより、省エネルギーの推進7項目、省資源の推進7項目、3Rの推進3項目の計17項目について、取組状況を確認し、各職場の地球温暖化・省エネ対策推進者が評価しました。次の表は、それらの結果について取りまとめたものです。

令和5年度における全体の平均点は4.5で、昨年度と増減はありませんでしたが、部署別に見ると3点台の評価項目が多くあることから、引き続き積極的な取組を行います。

●日常的な取組に係る評価結果

区分	評価項目	令和5年度	
省エネルギーの推進	電気	① unnecessary照明の消灯	4.7
		② O A 機器などの省電力	4.4
	燃料・ガス	③ 暖房器具の適正な使用	4.7
		④ ウォームビズの推進	4.8
		⑤ 適正なガス給湯器などの使用	4.8
	公用車	⑥ エコドライブの励行	4.3
		⑦ 近距離の徒歩・自転車移動	4.5
省資源の推進	紙	⑧ コピー機の適正使用	4.4
		⑨ 両面・縮小コピーの徹底	4.4
		⑩ 印刷プレビューでの最終確認	4.3
		⑪ 使用済み用紙の裏面利用	4.3
		⑫ 使用済み封筒の再利用	4.7
		⑬ 電子掲示板・メールの活用	4.5
		⑭ 節水の励行	4.7
推 3 R 進 の	水	⑮ ごみの発生抑制	4.3
		⑯ ごみの再使用	4.2
		⑰ ごみの再資源化	4.4
平均点		4.5	

採点基準	5	確実に取組している	100%
	4	ほぼ取組している	80%
	3	だいたい取組している	50%
	2	あまり取組していない	50%未満
	1	取組していない	0%
	-	該当しない	-

評価基準及び結果	評価点	評価割合	評価基準
	A	61.6%	該当する全ての項目が4点以上である場合
	B	38.4%	AまたはC以外の場合
	C	0%	2点以下の項目が1つでもある場合

3 今後の目標に向けて

平成27年7月から5年間実行された第2期地球温暖化対策実行計画の計画期間が、令和2年3月31日をもって終了したことから、新たに温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた第3期地球温暖化対策実行計画を令和2年8月に策定し、基準年度（令和元年度）比で5.0%の削減目標を達成するため、取組を推進するとともに、今後も広報紙を通じて皆さんにお知らせしてまいりますので、ご理解をお願いします。

●詳細／芦別市地球温暖化・省エネ対策推進本部（事務局・環境生活係 ☎27-7361）

～反射材 キラリ☆と光って 事故防止～
「秋の全国交通安全運動」が実施されます

○運動期間 9月21日(土)～30日(月)の10日間

■交通事故防止のポイント

○ドライバーの皆さんへ／①日没が早まり、通勤・通学や買物等、外出している時間帯が薄暮時間帯となる季節です。歩行者や自転車を見落としやすくなる夕暮れから夜間にかけての交通事故を防ぐために「スピードダウン」と「安全確認」を徹底しましょう。

②横断歩道近くでは速度を落とし、横断しようとしている歩行者や自転車がまわりにいないかをよく確認し、横断歩道を横断する歩行者や自転車がいる場合は、必ず横断歩道の手前で一時停止しましょう。

③「シートベルトは命綱！」大切な人の命を守るため、発進前に同乗者のシートベルトやチャイルドシートが正しく着用されているかを確認しましょう。

○歩行者の皆さんへ／①自分から車が見えていても、ドライバーからは歩いているあなたが見えていないかもしれません。ドライバーから早く見つけてもらえるように、外出する時には明るい色の服装や反射材を身に付けて、自分の存在を目立たせましょう。

②横断歩道を渡る時は、手をあげる等の合図をして、ドライバーに「道路を横断する意思」を伝えましょう。

③信号が青になってもすぐに横断せず、近づいてくる車がないか安全を確認してから渡り始めましょう。

○自転車利用者の皆さんへ／①見通しの悪い場所や一時停止の標識がある場所では、必ず止まって安全確認を徹底しましょう。交通事故の加害者にも被害者にもならないように、自転車も交通ルールやマナーを守りましょう。

②「自転車とヘルメットはワンセット！」自転車で転倒したときや交通事故にあったとき、頭部の怪我は致命傷となります。自転車に乗るときにはヘルメットをかぶりましょう。

■自転車安全利用五則

①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③夜間はライトを点灯④飲酒運転は禁止⑤ヘルメットを着用

●詳細 芦別警察署 ☎22-0110